

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第17号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(標識等の様式等) 第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第3項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表のとおりとする。	(標識等の様式等) 第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第4項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。